入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年10月21日
支出負担行為担当官
大阪国税局総務部次長　原　　英一
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　業務件名及び予定数量　平成25年分確定申告会場備品の借上げ（第１ブロックから第７ブロック）一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　借上期間等　入札説明書による。
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　入札は、第１ブロックから第７ブロックまで、ブロックごとに順次行う。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　その他詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒540―8541 大阪市中央区大手前１－５－63大阪合同庁舎第三号館　大阪国税局総務部会計課経費第一係　寺澤安芸子　電話06―6941―5331　内線2178
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成25年11月５日13時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
⑷　応札物品証明書兼保証書の受領期限　平成25年12月13日17時00分
⑸　入札書の受領期限　平成25年12月16日17時00分。ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑹　開札の日時及び場所　平成25年12月17日13時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary (No. 1)
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiichi Hara, Deputy Assistant Regional Commissioner (Management and Coordination), Osaka Regional Taxation Bureau.
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Furniture, From block 1 through block 7, 1 set.
⑷　Rent period : Refer to the tender explanation.
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Deputy Assistant Regional Commissioner.
⑹　Qualification for Participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ; ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade "A, B, or C in offer of services etc." in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Kinki／area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015 ; ④have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials incharge of disbursement of the procuring entity) ; ⑤be a person whose business condition and credit are deemed not to be a severe degradation, and who is sure to implement the contract.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00, 16 December 2013 in case of by mail ; 13 : 30, 17 December 2013 in case of by hand.
⑻　Other : for details concerning this tender, refer to the tender explanation.
⑼　Contact point for the notice : Akiko Terasawa Procurement Section, Accounting Division, Osaka Regional Taxation Bureau, 1―5―63 Otemae Chuo-ku Osaka 540―8541 Japan. TEL 06―6941―5331 ex. 2178

入札公告

次のとおり入札に付します。
平成25年10月21日
支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長　金田　正孝
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　34
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入物品及び予定数量
回転いす（Ｃ型）の修繕（単価契約）
2,547脚
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成26年３月31日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。